令和４年加茂市議会１２月定例会会議録（第４号）

１２月２０日

議事日程第４号

令和４年１２月２０日（火曜日）午前９時３０分開議

第１　第９４号議案から第１２４号議案まで

第２　請願第２号

第３　議員発案第９号及び第１０号

第４　議員発案第１１号

本日の会議に付した事件

日程第１　第９４号議案　令和４年度加茂市一般会計補正予算（第１２号）

第９５号議案　令和４年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第９６号議案　令和４年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第９７号議案　令和４年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

第９８号議案　令和４年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）

第９９号議案　令和４年度加茂市水道事業会計補正予算（第３号）

第１００号議案　加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第１０１号議案　加茂市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

第１０２号議案　新潟県加茂市職員の給与に関する条例の一部改正について

第１０３号議案　新潟県加茂市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正について

第１０４号議案　加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

第１０５号議案　新潟県加茂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について

第１０６号議案　加茂市職員の定年等に関する条例の一部改正について

第１０７号議案　加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第１０８号議案　加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第１０９号議案　加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について

第１１０号議案　加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

第１１１号議案　加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

第１１２号議案　加茂市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第１１３号議案　加茂市過疎地域持続的発展計画の策定について

第１１４号議案　指定管理者の指定について

第１１５号議案　指定管理者の指定について

第１１６号議案　新潟県加茂市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第１１７号議案　新潟県加茂市職員の給与に関する条例の一部改正について

第１１８号議案　加茂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第１１９号議案　令和４年度加茂市一般会計補正予算（第１３号）

第１２０号議案　令和４年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第１２１号議案　令和４年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

第１２２号議案　令和４年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第３号）

第１２３号議案　令和４年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第４号）

第１２４号議案　令和４年度加茂市水道事業会計補正予算（第４号）

日程第２　請願第２号　「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願

日程第３　議員発案第９号　コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書（国）

議員発案第１０号　コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書（県）

日程第４　議員発案第１１号　第１１５号議案 指定管理者の指定について に対する附帯決議

○出席議員（１５名）

１番	森　友和君	２番	大橋一久君
４番	中沢真佐子君	５番	三沢嘉男君
６番	白川克広君	７番	佐藤俊夫君
８番	大平一貴君	９番	浅野一明君
１０番	滝沢茂秋君	１１番	森山一理君
１２番	山田義栄君	１３番	中野元栄君
１５番	樋口博務君	１７番	樋口浩二君
１８番	関　龍雄君		

○欠席議員（１名）

１６番　安武秀敏君

○欠員議員（２名）

○説明のため出席した者

市長	藤田明美君	副市長	五十嵐裕幸君
総務課長	明田川太門君	財政課長	車谷憲繁君
税務課長 会計課長	目黒博之君	農林課長 農業委員会事務局長	大竹久範君

商工観光課長	吉田裕之君	市民課長	智野賢一君
環境課長	石附敏春君	こども未来課長	井上　毅君
健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長 加茂市介護・看護支援センター所長	佐藤正直君	教育長	山川雅巳君
教育委員会 庶務課長 文化会館長	草野智文君	教育委員会 学校教育課長	阿部一晴君
教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君	教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐　卓君
監査委員	山口　昇君	監査委員 事務局長	齋藤美佐子君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	大野博司君	次長	坂井恵里君
係長	石津敏朗君		

午前９時３０分　開議

○議長（滝沢茂秋君）　これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第４号に入ります。

日程第１　第９４号議案から第１２４号議案まで

○議長（滝沢茂秋君）　日程第１、第９４号議案から第１２４号議案までを一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、７番、佐藤俊夫君。

〔総務文教常任委員長　佐藤俊夫君　登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤俊夫君）　おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第９４号議案令和４年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか１９件でありまして、これについて去る１２月１６日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第９４号議案のうち本委員会所管の部分、第１００号議案から第１０９号議案まで、第１１２号議案から第１１４号議案まで、第１１６号議案から第１１８号議案まで及び第１１９号議案のうち本委員会所管の部分の以上１８件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第１１０号議案及び第１１１号議案については、内容の説明に対し質疑、討論を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、１１番、森山一理君。

〔産業建設常任委員長　森山一理君　登壇〕

○産業建設常任委員長（森山一理君）　産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第９４号議案令和４年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか６件でありまして、これについて去る１２月１４日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第９４号議案のうち本委員会所管の部分、第９７号議案、第９９号議案、第１１９号議案のうち本委員会所管の部分、第１２２号議案及び第１２４号議案の以上６件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第１１５号議案については、内容の説明に対し質疑、討論を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、５番、三沢嘉男君。

〔社会厚生常任委員長　三沢嘉男君　登壇〕

○社会厚生常任委員長（三沢嘉男君）　おはようございます。社会厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第９４号議案令和４年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分についてほか７件でありまして、これについて去る１２月１５日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第９４号議案のうち本委員会所管の部分、第９５号議案、第９６号議案、第９８号議案、第１１９号議案のうち本委員会所管の部分、第１２０号議案、第１２１号議案及び第１２３号議案の以上８件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致を

もって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

２番、大橋一久君。

○２番（大橋一久君）　１１４号議案について賛成の立場で討論をしたいと思います。

文化会館指定管理料について、他の指定管理となぜ同様の算定ではなかったのかと思います。また、指定管理後は提出されている事業計画がしっかりと遂行されているかどうか確認をしていただきたい。事業計画に上げられている項目がしっかりと実行されているかも見ていただき、守られていない場合は指導をしていただきたいと思います。指定管理になってよかったという声が上がるように、文化会館がよくなったと声が上がることを願って、賛成討論といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　８番、大平一貴君。

○８番（大平一貴君）　１１０号議案、ポスター代の条例の改正と１１１号議案、選挙運動用ビラの改正についての反対討論をさせていただきます。

このお金を出すことについては反対ではありませんが、単価に関しまして、国の基準や他の地方公共団体の基準に基づいてただ単に上げるということはよくないと思います。この支給されるお金は、地方交付税措置をされず、加茂が支出するものです。加茂市で発注した場合一体幾らになるのかを職員自ら調べ、その単価にすべきです。特に選挙運動用ビラに関しましては、枚数の違う市長と市会議員の単価が同じになっています。一般的に考えて、枚数が増えた場合は単価が下がるものであると思いますので、見直しをするよう求め、反対させていただきます。

○議長（滝沢茂秋君）　４番、中沢真佐子君。

○４番（中沢真佐子君）　第１１５号議案指定管理者の指定についての反対討論です。

第１１５号議案は、加茂七谷温泉美人の湯の指定管理者による運営が来年３月で終了するに伴い、現在指定管理中の合同会社加茂人を令和５年度から５年間指定管理者としたいというものです。今年開館２０年になる美人の湯は、毎年１億円の赤字を出しているとして、令和３年４月より経営の効率化を目的に指定管理者制度を導入しました。指定管理２年目の今年度の支出は、市の当初支出予算額約６，３００万円に対して１２月現在９，７００万円で、３，４００万円の支出オーバーになる予定です。指定管理者、加茂人の財務状況は明確ではありませんが、債務超過であると思われます。また、美人の湯の建物は２０年が経過し、これから設備の更新や建物の修理が増えてくる時期です。市の持ち出しが増えてくることが懸念されますが、市はこの支出計画を明らかにしていません。地域の会社、加茂人が様々に意欲的な取組をされていることは市民の知るところであります。しかし、市当局が美人の湯を入浴施設として今後も継続する明確な計画があるとは思えません。指定管理による運営の改善を期待しても限界があるのではないでしょうか。施設の利用目的の変更を含め再度の検討を求め、反対します。

○議長（滝沢茂秋君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第１００号議案から第１０８号議案まで及び第１１２号議案の各条例の制定及び一部改正についての１０件を一括して採決いたします。

以上１０件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１１６号議案から第１１８号議案までの各条例等の一部改正についての３件を一括して採決いたします。

以上３件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１０９号議案加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１１０号議案加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

○議長（滝沢茂秋君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第１１１号議案加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

○議長（滝沢茂秋君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第１１３号議案加茂市過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１１４号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１１５号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

○議長（滝沢茂秋君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第９４号議案から第９９号議案までの令和4年度各会計補正予算６件を一括して採決いたします。

以上６件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第１１９号議案から第１２４号議案までの令和４年度各会計補正予算６件を一括して採決いたします。

以上６件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２　請願第２号

○議長（滝沢茂秋君）　次に、日程第２、請願第２号を議題といたします。

常任委員会における付託請願の審査結果について、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、７番、佐藤俊夫君。

〔総務文教常任委員長　佐藤俊夫君　登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤俊夫君）　総務文教常任委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願は、第２号「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願の１件でありまして、これについて去る１２月１６日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第２号について、内容審査の結果、趣旨妥当として、全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君）　報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第２号について委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本請願は委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第３　議員発案第９号及び第１０号

○議長（滝沢茂秋君）　次に、日程第３、議員発案第９号及び第１０号を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

７番、佐藤俊夫君。

〔７番　佐藤俊夫君　登壇〕

○７番（佐藤俊夫君）　それでは、議員発案第９号及び議員発案第１０号コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書について説明申し上げます。

最初は、国に対する意見書でございます。提案者は私、佐藤俊夫、賛成者は大平一貴議員、中野元栄議員、樋口博務議員、関龍雄議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、

私学助成の増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約３割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和２年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収５９０万円未満世帯に上限３９６，０００円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収５９０万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収５９０万円を超える世帯では就学支援金が１１８，８００円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年収５９０万円未満世帯で年額約１４万円から約２４万円の負担が残され、さらに年収５９０万円から９１０万円未満世帯では年額約４７万円の負担が残されます。公立高校ではこれらの世帯は５，６５０円の入学金負担のみであることからも、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。とりわけ、私立高校においては専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

政府ならびに国会におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

１．私立高校生への就学支援金制度を拡充してください。

（１）年収５９０万円を超える世帯への支援金を増額してください。

（２）私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。

２．私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。

３．私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

皆様の御賛同をいただきまして、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長及び参議院議長宛てに意見書を提出したいというものであります。

続いて、県に対する意見書でございます。提出者は私、佐藤俊夫、賛成者は大平一貴議員、中野元栄議員、樋口博務議員、関龍雄議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、

私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県では、高校生の約４人に１人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っています。

令和２年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収５９０万円未満世帯に上限３９６，０００円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収５９０万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。こうしたなか、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収５９０万円を超える世帯へ助成を講じる措置がとられました。

しかしながら、新潟県においては独自の学費軽減予算が一昨年度に約４９％の減額となって以降、家計急変世帯に対する改善はおこなわれたものの、年収５９０万円を超える世帯への新たな助成措置もなく、年収５９０万円未満世帯への入学金や施設設備費等への助成制度の拡充も見られません。

そのため、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年収５９０万円未満世帯で年額約１４万円から約２４万円の負担が残され、さらに年収５９０万円から９１０万円未満世帯では約４７万円の負担が残されます。一方で公立高校ではこれらの世帯の学費負担は５，６５０円の入学金のみとなっており、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。私立高校においては、専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人ひとりの生徒にゆきとどいた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

新潟県におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

１．学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充してください。

（１）年収５９０万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額をおこなってください。

（２）国の支援が不十分な年収５９０万円から年収９１０万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成をおこなってください。

２．私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

皆様の御賛同をいただきまして、新潟県知事に対し意見書を提出したいというものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（滝沢茂秋君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第９号及び第１０号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、議員発案第９号及び第１０号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第９号及び第１０号についてを一括して採決いたします。

お諮りいたします。以上の各案件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思いますので、御了承願います。

日程第４　議員発案第１１号

○議長（滝沢茂秋君）　次に、日程第４、議員発案第１１号　第１１５号議案　指定管理者の指定についてに対する附帯決議を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

１番、森友和君。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　議員発案第１１号　第１１５号議案　指定管理者の指定について　に対する附帯決議。

提案者は私、森友和、賛成者は大橋一久議員、三沢嘉男議員、白川克広議員、佐藤俊夫議員、森山一理議員、山田義栄議員、樋口浩二議員。

内容の説明については、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

第１１５号議案　指定管理者の指定について　に対する附帯決議

第１１５号議案　指定管理者の指定にあたり、『加茂七谷温泉美人の湯』の安定的な事業運営をはかるため、加茂市は下記の事項について遺漏なく適切に行うこと、及び合同会社加茂人に対し改善を促すことを求めるものである。

記

●財務体制の改善をはかり、債務超過の状態を解消したうえで次期事業を開始すること。

●各月ごとに、経営成績及び財政状態を含む事業の実施状態、並びにその他事業実施にかかる重要事項について確認を行うこと。

●四半期ごとに、証憑類の確認や原簿との突き合わせを含めた実地監査を行うこと。また、その際には監査委員のうち一人以上の者が監査に加わること。

●経営環境とその変化を考慮して、収益と費用についての適正な見積に基づいた指定管理料を算定し、必要な場合には指定管理料の見直しを行うこと。

皆様の御賛同を賜りまして、加茂七谷温泉美人の湯の適切な運営を期待するものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢茂秋君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第１１号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　御異議なしと認めます。よって、議員発案第１１号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

９番、浅野一明君。

○９番（浅野一明君）　まず、今回の附帯決議についてなのですが、最初の趣旨で美人の湯の安定的な事業運営を図るためということで書いてあるのですけども、まず指定管理に係る美人の湯の事業安定と、あとは合同会社加茂人さんの経営の安定も目指すという形で、応援するという立場のものなのかどうか、事業の執行について双方を応援していきたいという立場なのかどうかちょっとお聞かせ願えますか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　浅野議員の御質問にお答えいたします。

応援をするものでございます。

○９番（浅野一明君）　分かりました。

もう少し質問させてください。そうしますと、応援したいという立場ということなのですが、この４つの条件を見ますと、先ほど可決された議案に対してさらに加茂人に対する条件を上乗せしているように思えるのです。条件上乗せすることで経営に対して少し厳しい条件になっているように思うのですが、その辺が先ほどの議決に対して反するものではないのかと、あとは加茂人への先ほど応援という、加茂人へのというか、事業への応援という立場だったのだけれども、その応援というものに反しないのか、条件が上乗せされていることについて、その辺どうお考えであるかお聞かせ願えますか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　浅野議員の質問にお答えいたします。

まず、条件の上乗せとおっしゃられた部分について、恐らくここに掲げられた１番目から３つ目までの内容についておっしゃられているのではないかと思います。これについては、委員会で上がってきました

資料、３月決算までの内容等資料上がってまいりましたが、状況をお伺いする限り、少なくとも厳しい状況にあるということは事実でございました。ですので、その部分に対して適正なチェック体制を構築しないまま次期事業が発進することのほうが、これは不安な状態を残したまま発進するよりもより加茂人にとっても、そして市民の皆様にとっても、そしてそれをチェックする側である我々にとってもいい形であるということを鑑みまして提案させていただいているものでございます。

反するものではないかという御質問に対してですが、今申し上げたとおり、安定的な体制を組むということは、むしろ私は支援体制の強化につながるものではないかと考えております。

○９番（浅野一明君）　３回目なので、これで質疑は最後にしますが、３番目の事項でしょうか、監査委員に対して監査の実施を行うことということがこの附帯決議で出されているのですが、監査委員、確かに指定管理者に対しては監査できることになっておりまして、ただその場合、原則としては監査委員が必要と認めるときと、あとは自治体の長が求めたときに監査するというのが地方自治法上の原則になっているかと思います。また、議会のほうでも確かに監査の要求というのはできるのですけれども、それにしても附帯決議という、この附帯決議って法律的な拘束力はないかと思うのですが、この附帯決議という中で監査委員に対して監査を求めるというのが適切な形ではないように思うのですが、その辺は御検討されていますでしょうか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　浅野議員の質問にお答えいたします。

まず、監査委員に対してこれが附帯決議の形で求めることができるのかどうかという法的な立てつけの部分については、地方自治法上、指定管理者に対して監査をすることができるとされているのは恐らく監査委員が入っているはずでございまして、その部分について法的な部分、私どもこれは附帯決議で提出はさせていただきまして、できる範囲内においてこの形に近づけていただくようにお願いしたいというものでございます。もちろん監査が入るということに今回こだわった理由というのがありまして、我々が委員会で資料を受けました。議会として、委員会としてこれをチェックをするに当たり、やはり何かしらのチェック体制が必要であろうと考えた場合に、これ実際に監査に赴く者がどういう人間で構成されるのかという部分を考えた際、これは委員会なのか、もしくは議員が選出した、もしくは市から推薦があって我々が承認した監査という立場を拝している人間がそこに同席するというのは私は妥当ではないかと思いまして、ここを強く、重く置きまして、法的整備の部分については私はできないものではないというふうに考えて提出させていただいた次第でございます。

以上で答えになっていますでしょうか。

○議長（滝沢茂秋君）　１８番、関龍雄君。

○１８番（関龍雄君）　ちょっと分からないところがありますので。この意見書は当局に対して出す意見書と考えてよろしいですか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　関議員の質問に対してお答えいたします。

当局に対して求めるものでございます。この案文の中にも……案文をもう一度読み上げます。「第１１５号議案　指定管理者の指定にあたり、『加茂七谷温泉美人の湯』の安定的な事業運営をはかるため、加茂市は下記の事項について遺漏なく適切に行うこと、及び合同会社加茂人に対し改善を促すことを求めるも

のである」と。この求める先は加茂市に対してでございます。

○１８番（関龍雄君）　それをもって応援する立場ということになるというふうに思うのですが、それが最も端的に出ているのが４項めの項目ということになりますけども、これに対して当局との話合いとかそういうようなことは一切なさってはおらないわけで、ただ議会として絶対に赤字とかそういうものは駄目ですよと、採算が取れるようにしてあげなさいよという非常に温かいお心遣いというふうに考えてよろしいわけですか。

〔１番　森友和君　登壇〕

○１番（森友和君）　関議員の御質問にお答えいたします。

温かい心を持って作成した案文でございます。

○議長（滝沢茂秋君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

反対討論から先にやりますけど。

では、９番、浅野一明君。

○９番（浅野一明君）　反対討論させていただきます。

まず最初に、質疑させていただいたとおりで、美人の湯も上手に運営していただきたいし、あとは運営に当たっては、直接携わる合同会社加茂人の人たちも経営に遺漏がないようにスムーズに回ってほしいというその皆さんの思いは大変理解できましたし、私もそのように思っているところです。それなのですけれども、今回のこの附帯決議の案を見ますと、ちょっとこれ踏み込み過ぎかなという印象が強いもので、反対の立場で討論させていただくものであります。

まず、一番最初の部分かな、財務体制の改善を図り、債務超過の状態をというのですが、これ３月末で決算してみないと正確な状況って分からないのじゃないかなと思うのです。決算やってみて、翌日がもう次の、次期の事業の開始日になってしまうので、ちょっとこれ無理な要求になりはしないかなというのがまず１つ思うところです。また、債務超過という、仮にそういう状態が発生したとしても、債務超過ってそのままで経営破綻に直結するとかいう問題じゃないと思うのです。額にもよるのでしょうが、債務超過の状態がどのような状態かによっては経営の判断としてどのように乗り切るのか、例えば増資をしたりとか、現金が回るように借入れを起こしたりとか、そういったことで対処するものじゃないかなと。その辺は運営者である指定管理者の経営権というか、裁量権の範囲じゃないかなというふうに思うのです。債務超過が過大になり過ぎはしないかという心配は分かるのですが、ちょっとこの１番目については無理がないかなというふうに思います。当然予想もできるのでしょうが、その予想に基づいて事前に解消しておけというのもちょっと厳しい条件になりはしないかなというふうに思います。

また、もう一つ、先ほどの質疑でも言わせてもらったのですが、附帯決議で監査委員に監査を求めるというのがやはりどうもちょっと附帯決議としてはふさわしくないかなというふうに感じておりまして、もともと議会は監査委員に対して監査を求めることができるのですが、これ地方自治法に沿った形で、ちゃんと議会で監査委員による監査が必要だと思うときに法律に従って要求を出されたほうがいいのじゃない

かなというふうに私は思っております。法律上問題ないと考えていますという先ほどの答弁ではありましたけれども、私はちゃんと法律上の制度に従って要求すべきで、それによって監査委員としても責任持って動かなければいけないという状況が発生すると思うので、私としてはそのほうがいいかなというふうに思います。附帯決議ですと、一応法的拘束力はないので、もし監査委員が必要ないと思えば監査しないこともできるのですが、議会で議決されてしまうと、監査委員としては何らかやはり動かなければいけないプレッシャーを感じると思います。そういったプレッシャーに当たるようなことを附帯決議の形で行うのはちょっと不適切かなと私は考えております。

もう一つ、同じ監査に関してなのですけれども、私ちょっと一番気になったのが、ここに書いてあるような監査が果たして監査委員として可能なのかどうかというのがとても気になっております。指定管理者への監査は確かに監査委員できるのですけれども、そこでできる監査の内容というのが施設の維持、運営に係る経費やそういった出納関係、施設の運営に関する出納とか事業の執行については監査ができるのですが、加茂人が出ているので、加茂人とそのまま言わせてもらいますけども、指定管理者である加茂人の経営全般に関する監査というのは監査委員の職務の範囲超えているのじゃないかなというふうに思うのです。思うのですというか、それが原則かなというふうに思っていまして、証憑類の確認や原簿との突き合わせとか、細かい監査のやり方や、あと時期までここで要求しているのですが、それを議会として附帯決議で要求したとして、これができるかどうかは難しいのじゃないかなというふうに思います。難しいというか、私これ不可能じゃないかなというふうに思っていまして、以上なのですが、不可能なことを決議してしまうのは非常にまずいのじゃないかなと。その辺、美人の湯も加茂人も応援したいという気持ちはとても分かるのですが、これもう少し考え直してみられたらよろしいのじゃないかなというふうに思います。これまでも全員協議会とかでも随時議会には経営の内容とかも報告してもらっていますし、これからも今まで同様、または欲しい資料があればまたそのときにこういう資料も見たいですというのを議会のほうで要求していく形のほうが、応援という形であれば私としてはそのほうがいいかなというふうに考えます。

以上、反対討論でございました。

○議長（滝沢茂秋君）　８番、大平一貴君。

○８番（大平一貴君）　賛成討論です。

２年間の加茂人が行う美人の湯の運営を見ておりまして、様々な経営努力はされているのだろうと思いました。その反面、過去２年間、水道単価の見直しということで水道栓の口径を変える、変えるに当たって修繕費ということで加茂市が負担をする。また、灯油、燃料費の補助として４００万円、そしてさらに１，０００万円を追加しました。この状況を見ている限り、かなり経営としては厳しいのかなというような判断をしております。今後５年間の計画を出されましたが、それなりの根拠を持ってつくられたと思うのですが、その根拠としては、私の聞いている限りＢＣＰだということでしたので、少し厳しいかなと思います。５年間しっかりと収益を改善できるような計画とともに、今現在見通しとしては債務超過になりそうだということですので、増資をしっかり行い、経営に臨むということが必要だと思います。また、様々な公共施設が来年度以降見直しをされるという中で、ここの施設が見直しに入らないような５年間というのは長過ぎるというふうに思っております。様々な公共施設とともにこの美人の湯も見直しをするということをやっていただきたいと思います。また、指定管理者の選定、これは一般的なところでありますが、加茂市には指定管理者の選定には基準がないというような話でしたが、財務内容が悪いところにお願いす

るというのはなかなか考えにくいので、その点も踏まえまして、債務超過の状態は解消した上で、ぜひ指定管理をお願いするような形を取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君）　ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第１１号　第１１５号議案　指定管理者の指定について　に対する附帯決議を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者　起立〕

○議長（滝沢茂秋君）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（滝沢茂秋君）　以上で本１２月定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長　藤田明美君　登壇〕

○市長（藤田明美君）　１２月議会での御審議大変お疲れさまでした。ありがとうございます。まずもって今議会なのですけれども、私自身が一般質問３日目から連合審査、委員会と濃厚接触者となりまして自宅待機となり、欠席することとなりました。議員の皆様におかれましては御理解いただきまして、誠にありがとうございました。

今様々な議論がありましたけれども、指定管理者のことについての意見が多かったというふうに感じております。加茂人のことであったり、美人の湯のことであったり、文化会館につきまして、まず加茂市といたしましてもしっかり管理してほしいというふうに、私自身はそう言われたのだというふうに受け止めております。文化会館も美人の湯も、ほかにも、今回は違いますけれども、ＢＢＣも指定管理者が運営している施設ではありますが、公共施設であることには変わりありませんので、公共施設であるということで市がしっかり管理していくこと、また一方で指定管理者ですので、指定管理者の運営の皆さんがやはりある程度自由に新しい発想を持って運営してくれる、またその環境を整えるというのも市の仕事ではないかなというふうに思っております。

附帯決議がありました美人の湯の加茂人に対してというか、市に対してのことだと思うのですけれども、４つ項目がありました。一番最初の債務超過の状態を解消した上で次期事業を開始するということに関しましては、第１１５号議案で可決していただきました指定管理の期間というのが令和５年４月１日から始まります。それまでに債務超過が解消していなかった場合どうなるのかというところがはっきり分からないということ、あと最後、２番目、３番目、４番目についてはこれまでのことと何が違うのかというところがはっきり分からないというところは、私自身は疑問に思っているところはあります。そこの内容自体が反対ということではなくて、そこがはっきり分からないという思いはあります。そこがこれからはっりできるといいのかなというふうには思っているところはあります。私自身も加茂人の皆さん自身は応援

する立場ではありますので、加茂人の皆さんがやはり運営に力を注ぐことができるよう市としてもしっかりサポートしていきたいということと同時に、指定管理料としては税金が使われていますので、そこは適切かどうかというところのチェックも必要になると思います。指定管理料の見直しにつきましては、きっと指定管理料を下げるということではなくて上げるという議論になっていくのかもしれませんが、指定管理料を上げるということはほかのところを削るということとイコールになります。どこを削ることになるのかという議論であったり、そもそも上げるべきなのか、このまま存続させるべきなのかという議論が当然必要になってくるというふうに思っております。公共施設全般の見直しも始まる中で、全ての公共施設を対象にしっかり議論していきたいというふうに思っております。そのことにつきましては、これから議員の皆様にもしっかりお示ししていきたいというふうに考えております。

また、議会での議論についてはこれまでなのですけれども、昨日からの大雪で交通事情の悪化、停電等、市民の皆様に大きな影響が出ています。まずもって除雪や給電の復旧作業に当たっている皆様に心から感謝を申し上げます。また同時に、この大変な状況ではありますけれども、市民の皆様は非常に冷静に対応してくださっていると思っておりまして、心より御礼申し上げます。市といたしましても、大雪や停電時の市民の生活、大きな影響が出ないように努めてまいりたいというふうに考えております。

１３日間の御審議、大変ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君）　これにて令和４年加茂市議会１２月定例会を閉会いたします。

午前１０時３６分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

加茂市議会議長　　**滝　沢　茂　秋**

加茂市議会議員　　**中　沢　真佐子**

加茂市議会議員　　**三　沢　嘉　男**

加茂市議会議員　　**佐　藤　俊　夫**